

市川なないろ保育園 重要事項説明書

2022 年版

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者様に説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 なないろ
事業者の所在地	〒272-0035 千葉県市川市新田三丁目 15 番 5 号
事業者の電話番号	047-377-3477
代表者氏名	理事長 小島章敬

2 事業の概要

種別	認可保育園
名称	市川なないろ保育園
所在地	〒272-0035 千葉県市川市新田三丁目 15 番 5 号
電話番号・FAX	電話：047-377-3477 ・FAX：047-377-3466
開設年月日	平成 31 年 4 月 1 日
利用定員	62 名（0 歳児⇒6 名、1 歳児⇒10 名、2 歳児⇒10 名、3 歳児⇒12 名、4 歳児⇒12 名、5 歳児⇒12 名）
取扱う保育事業	延長保育

3 施設・設備の概要

建物	木造 2 階建て 延床面積 417.36 m ²		
施設設備の数と面積	乳児室・ほふく室	2 室	73.7 m ²
	保育室・遊戯室	4 室	103.49 m ²
	調理室	1 室	24.88 m ²
	幼児用トイレ（沐浴室含む）	2 個	29.59 m ²
	事務室（医務室含む）	1 室	18.01 m ²
	その他	室	167.69 m ²
屋外遊戯場 公園等	屋外遊戯場 1,962 m ² (新田南公園 新田 2 丁目公園等)		

4 事業の目的、運営方針

目 的	子どもたちの健全な心身の発達を図れるよう、生活の環境の整備等を進めて子どもたちの最善の利益を増進いたします。また地域福祉の拠点となるべく施設づくりを進め子育ての拠点を目指します。
運営方針	<p>理念 ～愛情いっぱいの環境の中で、人を信頼する心を育て、信頼される人に育つ保育を行います～目標</p> <p>★認め受け入れる保育（ほめる保育）</p> <p>★子どもの主体性を尊重し、見守る保育</p> <p>★適切な環境設定での保育</p>

5 職員体制

職 種	配置人数	職務内容
責任者	1人	園の運営管理
保育士	10人（常勤：6人、非常勤4人）	保育業務
栄養士	1人（常勤：1人）	献立作成 保護者対応
調理員	2人（常勤：1人、非常勤1名）	調理業務
事務員	1人（常勤：1人）	補助金申請など

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から土曜日	午前7時00分から午後8時00分まで
----------	--------------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から土曜日の保育時間（11時間）	午前7時00分から午後6時00分まで
延長保育時間	午後6時00分から午後8時00分まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から土曜日の保育時間（8時間）	午前9時00分から午後5時00分の範囲で 保護者の就労等に応じた上限8時間まで
延長保育時間	上記時間内で8時間を超えて利用する時間

重要

- 就労証明書の提出をお願いします。就労証明書に基づき保育利用時間を決定していきます。(園の書式へ記入)

保育時間の考え方について

(通勤時) 就労時間+通勤時間=保育園利用時間

(在宅時) 就労時間=保育園利用時間

- 保育時間の算出方法。保育園から会社までの通勤時間+就労時間を保育時間とさせていただきます。

- 在宅勤務の場合通勤時間なしでの保育時間になります。

始業前、終業後それぞれ30分前後での送迎をお願いします。

例 9:00~始業 保育時間 8:30~預け

- 買い物や一旦帰宅などせずにお迎えをお願いします。

- シフト勤務の方は、毎月シフト表の提出をお願いします。

(4) 延長保育について

延長保育を希望の場合は前日までに延長保育希望用紙に延長保育にかかる時間とお迎えに来る人の名前の記載をお願いします。

また当日突然の延長になった場合は、分かった時点で、園までご連絡をお願いします。延長保育時には捕食を提供します。1食150円です。

食数確定後、翌月に請求させていただきます。

※急遽延長保育を利用する場合は職員配置の関係と補食の準備がありますので、当日の15時半までにご連絡を必ずお願いします。

(5) 土曜保育について

対象：土曜日にご両親が就労しているご家庭のみ土曜保育を利用できます。

土曜就労のご家庭で、土曜保育を希望する方は必ず、水曜日までにお申し出ください。給食の食材手配や職員の体制を整える必要がありますのでご協力をお願いします。

8 利用料金等

①保育料 (利用者負担)	市川市が定める保育料
②カラー帽 (入園時)	1, 200円程度
③給食費 (3歳児以上)	4, 500円/月
④延長 補食費	150円/回
⑤閉園後の延長保育料 (20時以降)	15分につき500円

9 料金の支払方法

①は市へお支払いください。
③は3か月毎に請求書を発行します。お振込みをお願いします。 またお振込手数料はご負担願います。(4月、7月、10月、1月 計4回)
②、④、⑤は現金払い。
<支払方法>
園から毎月、利用者の皆様へ封筒を手渡しますので、封筒に現金を入れた上で職員に直接渡していただきますようお願いいたします。
②は入園時のみ
<支払期日>
毎月月末締めとし、翌月15日頃までに支払うものとします。

10 提供する保育等の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供します。

(1) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	昼食	午後間食
0歳児	11時頃～11時半	15時頃
1歳児	11時頃	15時頃
2～5歳児	12時頃	15時頃

- ※ 献立表は前月末までに保護者様へ別途お知らせします。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば事前にご相談ください。
また食物アレルギーの除去、解除については医師の指示による指示があり保護者の同意書の提出が必要です。適宜ご相談ください。
- ※ 自園調理を実施します。
- ※ 離乳食や普通食への移行は食材表や面談をもとに進めていきます。

(2) 主な年間スケジュール

月	行事名	保護者参加
4月	進級を祝う会	×
5月	こどもの日を祝う会	×
6月18日(土) 平田小学校	おやこふれあい DAY 運動会 詳細は後日お手紙を配布します。	○
7月	七夕 プール開き 個人面談(希望者のみ)	×
7月16日(土)	懇談会	○
8月	スイカわり大会	×
9月2日(金)	引き取り訓練 詳細は後日お手紙を配布します。	○
10月	個人面談	○
12月	クリスマス会	×
1月	お正月遊びの会	×
	卒園遠足	×
	個人面談(希望者のみ)	○
2月	節分	×
3月	桃の節句	×
	懇談会	○
3月11日(土)	卒園式	○

※スケジュールはあくまで予定ですので、変更の場合があります。その際はお便りでお知らせします。行事については、新型コロナウイルスの影響で中止や延期になることがありますので、予めご理解頂ければと思います。

(3) おやこふれあい DAY について

年に一度子どもたちの成長した姿を保護者の皆様と一緒に共感したいと考えています。毎年様々なテーマで実施していきます。

予定している行事(毎年入れ替わりで実施します) スポーツDAY・クリスマス会・作品展等。詳しくは行事が近くなりましたら書面にてお知らせします。

(4) 卒園式について

卒園式には卒園児の保護者のみ参加できます。また卒園式当日は、職員全員で卒園生をお見送りします。

2 その他

(1) お誕生日は子ども一人ひとりの生まれた日に、誕生日会を開きお祝いをしたいと考えています。(お休みの場合は近くの日程で実施します。)

(2) 保護者会/年2回 個人面談/年2回

(3) 7月16日(土) 懇談会后 給食の試食会(希望者のみ)を実施する予定です。給食代実費300円を徴収させていただきます。
各家庭1名までの参加とさせていただきます。
保育はありませんので予めご理解下さい。

(4) 保育参加 1日2組のご家庭の参加が可能です。(予約制)
実施期間: 5月~12月の間に実施します。
実施時間: 午前~給食まで(お子さまと一緒に給食を食べて頂きます)
※午後は自宅保育のご協力をお願いします。
※新型コロナウイルスの影響で開催出来ない場合がありますので
予めご了承下さい。

(5) 健康診断、歯科健診は年に2回実施します。(囑託医が園にきます)

(6) ギョウチュウ検査(全園児対象)、尿検査(対象3歳児以上)
年に1回実施します。

(7) 保護者がお休みの場合は、お子さまとのふれあいの時間が大事と考えていますので、自宅保育の協力をお願いします。

1.1 利用の開始および終了に関する事項

当園は、市が行う利用調整により当園の利用を決定・開始します。保育を受ける必要性の高い子どもが優先的に利用できるよう、選考されています。

また、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満6歳に達したとき(ただし、満6歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします)。
- (2) 児童の保護者が、市が定める入所基準に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

1 2 嘱託医

以下の医療機関（小児科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	吉田医院（小児科）
医 院 長 名	吉田 充
所 在 地	市川市新田 5-10-20
電 話 番 号	047-322-2131

以下の医療機関（歯科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	すずき歯科クリニック
医 院 長 名	鈴木 淳
所 在 地	市川市宮久保 2-19-20
電 話 番 号	047-703-9837

1 3 緊急時における対応など

(1) 保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しるべき対処を行いますので、あらかじめ御了承願います。

(2) その他

緊急連絡について、LINE を使用します。災害時や緊急連絡に使用させていただきます。この LINE は緊急連絡時以外には使用いたしません。通常の連絡には使用しませんのでご理解ください。欠席等、通常の連絡は必ず電話でお願いします。

1 4 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、災害時には計画に基づき対応いたします。非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月 1 回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施します。

●防災頭巾の用意をお願いします。入園時にお預かりします。

※名前を記入してください。本体のみご持参をお願いします。袋はご自宅で保管をお願いします。

●保育園では、火災、地震などの災害を想定して月に一度避難訓練を実施しています。訓練では初期消火訓練、通報訓練等を実施します。

●災害時の避難場所

避難場所

第一避難場所：市川なないろ保育園

第二避難場所：平田小学校

●引き渡し訓練

9月2日（金）（第一避難場所で引き渡し訓練を実施します）

詳細は園だよりにて配布しますのでご確認ください。



1 5 虐待防止のための措置に関する事項

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

1.6 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	(施設賠償) ●対人1名2億円 ●1事故5億円●対物1事故200万円(生産物償) ●対人1名2億円●1事故5億円●対物1事故200万円

1.7 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付担当者	担当者：主任保育士 電話番号 047-377-3477
相談・苦情解決責任者	担当者：園長 電話番号 047-377-3477

面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。玄関の入り口にご意見箱を設置しています。

1.8 第三者委員会

保育園の苦情相談窓口で解決できない要望・苦情について第三者委員会へ相談をお願いします。

新田2・3丁目 自治会長	氏名 酒井 正弘 電話番号 047-370-0340
民生委員	氏名 西野 都子 電話番号 047-376-2965

1.9 個人情報の取り扱いについて

- (1) 事業者および従事するすべての職員は、保育を提供する上で知り得た乳幼児、保護者およびその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- (2) (1)の定めに関わらず、サービスの質の向上を目的とした第三者評価機関による審査のために、事業者が乳幼児、保護者の個人情報を提供することがありますのでご了承ください。
- (3) (1)の定めに関わらず、運営内容の向上を目的とした運営委員会に、事業者が乳幼児及び保護者の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、文書で保護者の同意を得るものとします。

- (4) 当園は、保育の提供に当たっての保育計画や保育記録、苦情の内容の記録、事故が発生した場合の事故の状況や事故に際してとった処置を記載した諸記録を作成・整備し、契約終了後または契約の解約後5年間保存します。なお、保存期間が経過した際には(1)に則り破棄します。
- (5) 園内の掲示物について、園内の壁面や入口部分等に写真を掲示する予定です。また、写真をWEBより購入ができるようになります。ここにお子さんが出ることを控えてほしいなど、お子様の写真がでることについて、要望があればお伝えください。
- (6) SNSやインターネットやその他等への掲載をされる際には十分にご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。またSNS等の掲載についてのトラブルについては登園では責任を負いかねます。トラブルが発生したご家庭間での話し合い、解決をお願いします。

20 その他保護者に説明すべき事項

- (1) 欠席する場合または登園の時間が遅れる場合は朝 9 時まで電話連絡をお願いします。また育休、産休中の保育は、9 時～16 時でお預かりします。お子さまのより良い成長の為、お子さまとのふれあいの時間を大事にしてもらいたいと考えています。ご協力をお願いします。
- (2) お迎え時間の変更がある場合は分かった時点でご連絡をお願いします。また契約時間内でのお迎えをお願いします。またお迎え時間が 15 分以上遅れる場合はご連絡をお願いします。
- (3) 毎朝、お子様の検温をお願いします。
- (4) 感染症について、集団生活での感染を防ぐため、保育園の登園を自粛していただくことがあります。感染症の種類によって、医師に記入してもらう治癒証明書と保護者に記入してもらう登園届があります。感染症の場合は園まで連絡をお願いします。
※登園届については様式がありますのでご確認をお願いします。
- (5) 発熱のある場合について、37.5 度以上でご連絡いたしますので、お仕事の調整をして頂き、お迎えをお願いします。急な体調の変化(痙攣など)の可能性もあるのでお迎えに関して速やかにご対応をお願いします。

また保育中に明らかにぐったりしているなど、体調の変化によっては発熱がない場合でもご連絡させていただき、お迎えをお願いします。

38.5度以上の発熱がみられた場合、解熱してから、24時間様子をみて平熱であれば登園ができます。

(6) 薬について、基本はお預かりしません。

※慢性疾患などあればご相談ください。

※内服薬については、医師に保育園に通っている旨を伝え、朝夕の薬を処方していただくようお願いします。

(7) 冷凍母乳はお預かりしません。哺乳瓶、ミルクは園でご用意させていただきます。(希望のあるご家庭は個別で相談をお願いします)

(8) 保育園入園後に、家庭の状況等以下のような変動があった場合は、園にお知らせください。

①退園する場合

②勤め先が変わった場合、就労形態が変わった場合、退職(転職)をした場合

③住所、氏名が変わった場合

④婚姻、離婚等、家族状況が変わった場合

⑤認定内容(保育を必要とする事由、保育必要量、有効期間等)が変更になった場合

⑥随時に延長保育が必要な場合

(9) 怪我の場合

万が一お子さまが怪我をした場合、応急処置を行い受診が必要な場合は保護者の方にご連絡させていただきます。また年度始めにお子さまの保険証と受給券の写しをご提出して頂きます。また内容に変更等あればその都度、提出をお願いします。

(10) 噛みつきについて

子どもたちの成長の段階で、お友達を噛んでしまう、いわゆる“かみつき”が発生することがあります。言葉で伝えたいけど、まだ言葉がでない発達段階の子もいます。保育者は常に子どもを観察し、未然に防ぐように努力していますが、どうしても発生する事案です。発生した場合は噛みつかれた子、噛みついた子、双方の保護者にお伝えします。またご家庭で兄弟を噛んだ、保護者を噛んだなどがあれば必ず職員にお知らせください。

健康管理について

全てが新しい生活と環境で、さらに長時間の生活ですので、次の諸点にご留意ください。また保育園は集団での生活です。常にお子様の健康状態に留意し健康な状態での登園をお願いします。健康が一番の登園条件です。

～生活面でのお願い～

- 朝食を食べる習慣をつけましょう
- 睡眠は十分にとりましょう。
- 爪は短く、髪、身体は毎日洗い、清潔を保ちましょう。(ヘアピンは禁止です)
- 毎朝、検温をしましょう

～登園ができない状態または登園を控えて頂く場合～

- 朝、健康状態がすぐれない時は、無理に登園させないようご協力ください。
- 個別の対応が必要な場合。例えば園庭に出さないで欲しい等
- 予防接種を受けた場合は、当日登園できませんのでご了承ください。
午後の早い時間にお迎えに来て頂き予防接種を受けてもらうことをお勧めします。
- 頭を打った場合は最低でも24時間様子を見てください。(翌日はお休み下さい。)
大小にかかわらず、様子を見てください。
- 咳、鼻水等の疾病症状がみられる状態での登園は他児に感染させてしまう可能性が大きい
です。感染拡大防止の為、ご協力をお願いします。

～ご報告ください～※職員に直接お伝えください。

- 前夜の発熱、嘔吐・下痢があった場合。
- 頭部を打った。
- 家庭で親、友だち、兄弟にかみついた場合。

～お迎え要請～※お迎えを要請した際は速やかにお迎えをお願いします。

- 発熱した場合
37.5度以上でご連絡しますので、お迎えをお願いします。
38.5度以上の発熱がみられた場合、解熱してから、24時間様子を見て平熱であれば登園ができます。
- ◆発熱以外でお迎えをお願いする場合
 - ・下痢や嘔吐を繰り返す場合
 - ・普段と明らかに違い様子がおかしい場合
(ぐったりしている、発疹が多数みられるなど)
 - ・その他で気になることがあればご連絡しますのでお迎えをお願いします。

～送迎時のお願い～



●私道



上記の道は私道です。常に通抜けはできませんのでご注意ください。

●車での送迎は禁止です。園の駐車スペースはご利用できませんのでご注意ください。やむなく車での送迎をする場合は近くのコインパーキングをご利用ください。また路上駐車は絶対にしないでください。

上記の事項は、近隣住民との約束になっています。必ずお守りください。近隣住民には路上駐車を見かけた場合、写真を撮るやナンバーを控えて、園に伝えるようお願いしています。また苦情が出た際には苦情を受けたご家庭に謝罪にいてもらいますのでご理解ください。

●駐輪場で騒がないようお願いします。近隣住民より苦情が出ています。
お迎え後は速やかに帰ってください。

～保育園での新型コロナウイルスの対応～

新型コロナ感染拡大予防の基本

- | |
|-------------------------|
| 1. 飛沫予防対策（咳エチケットやマスク等） |
| 2. 接触予防策（手指の衛生や環境衛生等） |
| 3. 定期的な換気を行う |
| 4. 人と人との距離を取る |
| 5. 体調不良があるときには登園・出勤をしない |

1. 飛沫予防対策

●マスクの着用

職員	マスクを着用し、必要な場面ではアイガードを着用します。 (特に飛沫が出やすい、場面で着用します)
園児	3歳児クラス以上は基本的にはマスクの着用をお願いします。

2. 接触予防策（手指の衛生や環境衛生等）

消毒

玩具の消毒及び園舎内の消毒を実施

飛沫感染対策

アクリルパーティションの使用。通常活動時、給食時

<手指衛生を実施>

<職員>	<園児>
<ul style="list-style-type: none">・出勤時:施設に入ってからすぐ・保育室に入る前・飲み物や食事を準備する前と後・食事介助の前と後 この他にも必要に応じて手指衛生を実施しています。	<ul style="list-style-type: none">・登園時:施設に入ってからすぐ・食事などの前後・散歩の手つなぎ等園児同士、手が触れる前と後

3. 定期的な換気を行う

保育室は常に換気しており、なおかつ換気扇も常時回っています。

4. 人と人との距離を取る

保護者の送迎について	送迎は施設外や玄関口で行うことが推奨されていることから、玄関口での園児の送迎を実施します。保護者との連絡は出来る限り連絡帳を使用して短時間とさせていただきます。 ※変更の可能性あり
給食	食事は唾液など分泌物が飛びやすい場面です。子ども同士の感染や職員が感染することを防止する対策が必要です。園では時間差をつけるや対面にならないよう横並びになる等のテーブルの配置をしています。 職員は介助する際にアイガードを着用しています。 アクリルパーティションを使用します。

5. 体調不良があるときには登園・出勤をしない

園児	<p><u>以下の症状が認められた場合登園をお控えください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>登園前にお子さまの体温を計測し、37.5℃以上の発熱や呼吸器症状（息苦しさ、呼吸困難等）、鼻水、咳が酷く体調が悪いと認められる場合。</u> ・<u>登園後、必要に応じて職員が園児を観察し体調が悪いと認められた場合。発熱が無い場合も含みます。</u> <p><u>（保育園から連絡をしますので、至急お迎えをお願いいたします。）</u></p> <p><u>※感染拡大防止のため、家庭保育が可能な場合はできるだけご協力くださいますようお願いいたします。</u></p>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>園児の同居する家族で発熱者がいる場合は登園を控えてください。</u> ・<u>園児の同居する家族が PCR 検査を受ける場合や職場、学校などで新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が出た場合も登園を控えてください。</u> <p><u>※保健所の判断が必要になるケースもありますので、まずはご相談をお願いします。</u></p>
職員	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>体調管理に留意して、体調不良の際は出勤をしない。</u>

その他

- ・毎月健康管理表を園児一人ひとりに渡します。記入をして頂き、毎朝持参してください。体調不良の場合は登園をお控えください。

参考様式

厚生労働省保育所における感染症対策ガイドライン参照

<治癒証明書> 医師記入

保育所施設長 殿	
入所児童氏名 _____	
_____ 年 _____ 月 _____ 日 生	
(病名) (該当疾患に☑をお願いします)	
<input type="checkbox"/>	麻疹 (はしか) ※
<input type="checkbox"/>	インフルエンザ※
<input type="checkbox"/>	風しん
<input type="checkbox"/>	水痘 (水ぼうそう)
<input type="checkbox"/>	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)
<input type="checkbox"/>	結核
<input type="checkbox"/>	咽頭結膜熱 (プール熱) ※
<input type="checkbox"/>	流行性角結膜炎
<input type="checkbox"/>	百日咳
<input type="checkbox"/>	腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)
<input type="checkbox"/>	急性出血性結膜炎
<input type="checkbox"/>	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)
症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。	
年 _____ 月 _____ 日から登園可能と判断します。	
_____ 年 _____ 月 _____ 日	
医療機関名 _____	
医師名 _____	

<登園届> (保護者記入)

<p>登園届 (保護者記入)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">参考様式</div>
<p>保育所施設長殿</p>	
<p>入所児童名 _____</p>	
<p>_____ 年 _____ 月 _____ 日 生</p>	
<p>(病名) (該当疾患に☑をお願いします)</p>	
	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑 (りんご病)
	ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱疹
	突発性発疹
<p>(医療機関名) _____ (_____ 年 _____ 月 _____ 日受診)において 病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので _____ 年 _____ 月 _____ 日 より登園いたします。</p>	
<p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p>	
<p>保護者名 _____</p>	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※保護者の皆さまへ 保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。</p> </div>	

PCR 検査フロー

※市川市役所からの資料

2022.1現在

